

古川橋小学校 いじめ防止基本方針

1. いじめ防止の基本理念

この方針は、本校児童が人間として尊ばれ、将来に向けた希望を持ちながら健やかな成長をとげることが、学校・家庭・地域の責務であるとの自覚に立ち、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的として定めたものです。

すべての子どもは、一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重されなければならない。学校においては、子どもの健やかな発達を支援するという観点に立って、児童や教職員が、豊かなふれあいの中で、互いを認め合い、誰もが安心して過ごせるよう教育活動を進めなければなりません。

しかし、一度いじめが起こると、いじめられた子どもの内面は将来にわたって深く傷つけられることはもちろん、いじめた児童、傍観していた児童も含めて人と人との信頼関係が崩れ、学校のみならず教育が根底から覆されることとなります。

本校では教育目標として思いやりのある子、人の気持ちがわかり、自他ともに大切にすることの育成を掲げ、個人の人権を尊重する教育を行ってきました。それぞれの教育目標を達成するために、いじめ防止に向けて、学校として次のような基本方針で臨みます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。（いじめ防止対策推進法 第2条）

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 目的

いじめ防止に係る学校としての様々な取組の中心となり、いじめ防止に取り組みます。

(3) 構成員

校長、教頭、首席、児童・生徒支援コーディネーター、生活指導担当、

支援教育コーディネーター、養護教諭

※必要に応じて外部専門家(S C、S S W、学校医等)をメンバーに加えます。

(4) 役割

- ・いじめアンケートの実施、相談の窓口、職員研修の企画や情報の収集および集約を行います。
- ・事実関係を把握し、いじめであるか否かの判断を行います。
- ・いじめが生じた場合、外部専門家との連携も含めて、対応に当たります。
- ・学校いじめ防止基本方針について、PDCA サイクルに基づいて点検・見直しを行います。

4. いじめの未然防止

いじめの背景には、子どもたちの異質な者を排除しようとする意識や遊び・ふざけ感覚、家庭や学校での様々なストレス等があるとの指摘があります。したがって、いじめを防止するためには、自分とは異なる者でも自分と同じように大切にすることの感性や意欲・態度を育てるために道徳教育・人

権教育の充実を図るとともに勉強がわからないことや過度の競争等から生じる子どものストレスの原因をさぐり、その低減を図ることも必要です。

また、児童一人ひとりが学校や学級内に自分の居場所を見つけ、友だちとのつながり確かめることができるような学校・学級づくりを進めていくことによって、学校・家庭等でのストレスがあっても、いじめにつながらないような安定した人間関係を作ることができます。

学校では、いじめ防止の観点から、これまで行ってきた学校・学級づくりを見直し、すべての児童が安心して学校生活を送ることができるよう再構築を図る必要があります。

そのために、本校では、以下のような取り組みを進めます。

- ・わかる授業の実現
- ・集団遊びを通しての関係作り
- ・自己肯定感を育む教育活動の推進
- ・教職員の人権意識を育む校内研修の実施
- ・道徳教育・人権教育の充実

これらの取り組みを通して、児童が自分達の問題としていじめを捉えるよう、主体的に話し合える場を作っていきます。

5. いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくい場所等で悪ふざけのような形で行われることを心に留め、子どもが発する小さなサインを見逃すことのないよう、日ごろから丁寧に児童理解を進め、早期発見に努めることが大切です。

そのためには、子どもの表面の行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じとる必要があります。子どもの変化に気づかずにいじめを見過ごしたり、せっかく気づきながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

そのために、本校では、以下のような取組を進めます。

- ・相談活動
- ・いじめアンケートの実施
- ・児童の実態の共有把握
- ・子ども理解の推進

6. いじめ問題への対応

いじめが生じた場合には、いじめられている児童に非はないという認識に立ち、組織的対応によって問題の解決を図ります。心の傷の回復に向けた本人への支えと周りの児童への働きかけを行うと同時に、学校全体として再発を防ぐ取組につなげていくことも大切です。児童の気持ちを受け止めて的確な対応を行うためには、組織的な体制が機能していることが不可欠であり、被害児童のケア、加害児童の指導など、この「組織」が責任を持って問題の解消にあたることになります。

*いじめ問題の解消とは、①いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月継続していること。②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

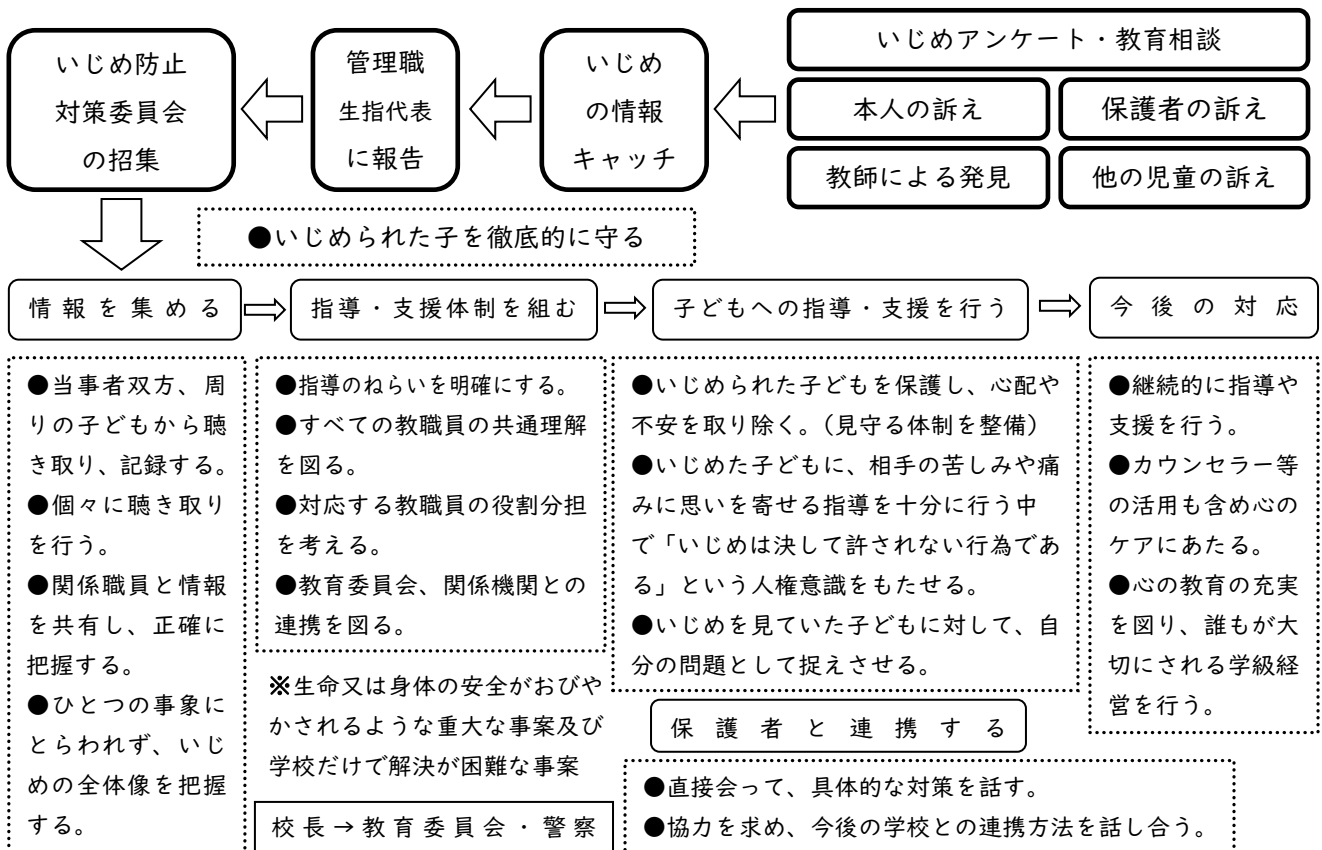
そのため、本校では以下のような取組を進めます。

- ・いじめ対策の校内組織を設置する。
- ・開発的生徒指導の趣旨に則り、子どもの主体性を尊重するとともに、まず子どもの話（事実、思い）を十分に聞く。
- ・必要に応じて、外部専門家との連携を図る。

7. 学校いじめ防止プログラム

年間計画												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1年												
2年		遠足に向けて	児童会まつりでの異学年交流の取組					運動会の取り組み(異学年交流)	遠足に向けて			
3年												
4年				情報モラル学習						情報モラル学習		
5年						宿泊行事を通して						
6年		向遠足に向けて			宿泊行事を通して		修学旅行に向けて	宿泊学習の取り組み				
いじめ防止対策委員会の年間計画	あいさつ運動(学校生活のきまりを中心とした取り組み)											
	集団づくり											
	いじめ防止対策委員会の周知	いじめアンケート	校内研修		校内研修(人権)		校内研修	いじめアンケート			校内研修	いじめアンケート
いじめ防止対策会議(通年)	集団づくり											

8. いじめ対応マニュアル



9. 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、児童が相当の期間において学校を欠席することを余儀なくされた場合、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時等、校長が重大な事案及び学校だけでは解決が困難と判断した場合は、直ちに門真市教育委員会へ報告を行うとともに、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応します。

事態の解決に向けて校長がリーダーシップを発揮し、門真市教育委員会の指導・支援のもと、学校が主体となって、いじめ防止対策委員会において事実関係を明確にするための調査を開始するなど適切かつ迅速に対処し、解決にあたります。その際、必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部専門家や警察とも連携を取ります。なお、調査主体が教育委員会となる場合は、その指示のもと、資料の提出など、調査に協力します。

いじめを受けた児童及びその保護者に対しては、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとします。

調査結果については市教育委員会に報告し、その結果を踏まえた必要な措置を行います。